C　当該年度の自動車取得税交付金の算定に用いる当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する道路の面積のうち当該指定市の区域内に存する道路の面積の占める割合として総務大臣が調査した数

第五条に次の一項を加える。

8　法第四条第五項の場合において、五百億円と五百億円を各市町村の自動車取得税交付金減収見込額であん分した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を当該あん分した額の最も大きい市町村に交付すべき減収補てん特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年度分の地方特例交付金から適用する。

○総務省令第八十号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の二第一項の規定に基づき、地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月二十八日　　総務大臣　佐藤　勉

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十二年総務省令第百九号）の一部を次のように改正する。

1　財団法人電気通信端末機器審査協会

設計認証を受けた者の氏名又は名称	設計認証に係る設計に基づく端末機器の種類	設計認証に係る設計に基づく端末機器の名称	設計認証番号	設計認証をした年月日
デジタルテクノロジー株式会社	総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	小規模通話録音装置　ＰＲＩ回線用	Ｃ090109001	平成21年４月２日
ＡＳＵＳＴＥＫ　ＣＯＭＰＵＴＥＲ　ＩＮＣ.	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	Eee　ＰＣ　1008ＨＡ	Ｄ090120001	平成21年４月２日
セコム株式会社	電話用設備に接続される端末機器	ＬＣ－Ｕ0020	Ａ090087001	平成21年４月３日
セコム株式会社	総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	ＬＣ－Ｕ0030	Ｃ090088001	平成21年４月３日
セコム株式会社	電話用設備に接続される端末機器	ＬＣ－Ｕ0070	Ａ090089001	平成21年４月３日
ＣＬＥＶＯ　ＣＯ.	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	M770ＳＵＮ、M775ＳＵＮ又はM77ＳＵＮ	Ｄ090108001	平成21年４月３日
株式会社モバイル・テクニカ	電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	ＷＢＰ512	ＡＤ090114001	平成21年４月３日
Multi－Tech Systems, Inc.	電話用設備に接続される端末機器	ＭＴ5692ＳＭＩ	Ａ090123001	平成21年４月３日
Multi－Tech Systems, Inc.	電話用設備に接続される端末機器	ＭＴ9234ＺＰＸ－ＵＰＣＩ	Ａ090124001	平成21年４月３日
Multi－Tech Systems, Inc.	電話用設備に接続される端末機器	ＭＴ9234ＺＢＡ	Ａ090125001	平成21年４月３日
パイオニア株式会社	電話用設備に接続される端末機器	ＡＶＩＣ－ＭＲＺ0047、ＡＶＩＣ－ＭＲＺ0147、ＡＶＩＣ－ＭＲＺ0247又はＡＶＩＣ－ＭＲＺ3047	Ａ090121001	平成21年４月６日
ＰＥＧＡＴＲＯＮ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	Endeavor　ＮＰ11	Ｄ090078001	平成21年４月７日
日本電気株式会社	電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	Ｎ－07Ａ	ＡＤ090110001	平成21年４月10日
日本電気株式会社	電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	930Ｎ	ＡＤ090111001	平成21年４月10日
ＡＳＵＳＴＥＫ　ＣＯＭＰＵＴＥＲ　ＩＮＣ.	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	Ｕ20Ａ	Ｄ090132001	平成21年４月13日
LG Electronics Inc.	電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	Ｌ－04Ａ	ＡＤ090076001	平成21年４月14日
LG Electronics Inc.	電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	Ｌ－06Ａ	ＡＤ090106001	平成21年４月14日
三菱電機株式会社	電話用設備に接続される端末機器	ＬＣＤ－19ＭＸ35Ｂ、ＬＣＤ－19ＭＸ35Ｒ又はＬＣＤ－19ＭＸ35Ｓ	Ａ090112001	平成21年４月14日
三菱電機株式会社	電話用設備に接続される端末機器	ＬＣＤ－26ＭＸ30	Ａ090113001	平成21年４月14日

第一条中「一・〇〇〇〇一八〇」を「〇・九九九八二二」に、「一・〇〇〇三一〇五」を「〇・九九三五二七」に改め、同条の表道府県の項中「一三、六〇八」を「二七、四九一」に改め、同条の表市町村の項中「七、六二四」を「一一、八四四」に改める。

第五条中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第三条を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百九十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百三条において準用する同法第九十二条第二項及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十八年総務省令第十五号）第十九条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十八日　　総務大臣　佐藤　勉

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百三条において準用する同法第九十二条第二項及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十八年総務省令第十五号）の規定に基づき登録認定機関から設計認証の報告を受けたので、同法第百三条において準用する同法第九十二条第二項及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十八年総務省令第十五号）第十九条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十八日　　総務大臣　佐藤　勉